

① 登録又は変更手続きに必要な書類等

R7.4.1 現在

	添付書類 A～J	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	手数料	
	< 注 意 > 表中の8、9、10、の手続きに 該当する場合は、事前に 京都府計量検定所指導課の 担当者へお問い合わせ下さい。 届出の必要な事項	計量証明事業登録申請 様式 60	登録申請書記載事項変更届 様式 61	個人の場合住民票 法人の場合履歴事項全部証明書 コピー可	登録証	誓約書	案内図・見取り図	主任計量者試験合格証の写し	計量士の場合計量士登録証の写し	事業譲渡証明書	相続証明書及び事業承継同意書	事業承継証明書	
1	新規事業の登録	○		○		○	○	○					60,080円
2	氏名又は名称の変更		○	○	○								1,940円
3	住所の変更		○	○	○								1,940円
4	代表者(法人のみ)の変更		○	○		○							無 料
5	事業所所在地の変更		○		○		○						1,940円
6	計量証明設備の変更		○										無 料
7	計量管理者の変更		○					○					無 料
8	事業譲渡		○	○	○	○				○			1,940円
9	事業相続		○	○	○	○					○		1,940円
10	事業分割		○	○	○	○	○					○	1,940円
11	主任計量者試験合格証再交付	主任計量者合格証再交付申請書 + 紛失届又は合格証(汚損の場合) + 講習修了証又は本人確認のための書類(免許証等)										無 料	

② 事業廃止、登録証の再交付及び登録簿の閲覧又は謄本の交付に必要な書類

		申請書様式	添付書類	手数料
12	事業の廃止	事業廃止届【様式59】	登録証	無 料
13	登録証の紛失	登録証再交付申請書【様式62】	紛失届	1,940円
14	登録証の汚損		登録証	
15	登録簿の謄本の交付	登録簿謄本交付(閲覧)請求書 【様式63】	不 要	840円
16	登録簿の閲覧			400円
17	計量証明事業登録証明書の発行	証明書交付申請書	不 要	420円

③ 事業規程の届出又は変更届に必要な書類

		申請書様式	添付書類	手数料
18	新規の事業規程の提出	事業規程届出書【様式 61 の2】	新たな事業規程	無 料
19	事業規程の変更	事業規程変更届出書【様式 61 の3】	変更後の事業規程	無 料

- ◆① ② ③ の手続きは、それぞれ別の手続きですので、該当する手続きの様式と添付書類が必要となります。
- ◆手数料は計量検定所専用の払込取扱票により郵便局で払い込んでください。
- ◆払込取扱票は、計量検定所で配布しています。郵便局の窓口には置いてありません。
- ◆払込取扱票による手続きの詳細は、次頁を参照してください。

郵便局の払込取扱票（見本・記入例）と使用上の注意

払込取扱票

07 大阪

口座記号番号 01070-9 960012

金額 ¥ 010,700

加入者名 京都府指定金融機関 京都銀行 本店

おとこ・おなまえ 京都市〇〇区〇〇町123-45 株式会社●●●

システム区分 300011

年度 01

科目ID 15581

取納区分 01

（納付内容） 計量検定等手数料

（ゆうちょ銀行及び郵便局専用）
全国のゆうちょ銀行及び郵便局でのみご利用いただけます。
裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号 大第43199号）
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 01070-9 960012

金額 ¥ 010,700

加入者名 京都府指定金融機関 京都銀行 本店

おとこ・おなまえ 株式会社●●●

郵便局印

この部分を使用します。

- ◆手数料は「払込取扱票」で納付ください。
- ◆記入例のとおり、記入漏れがないように記入してください。
- ◆窓口で払込むと、払込用紙の右部分の「振替払込請求書兼受領証」に受領印が押されて返却されます。これを申請書に貼付してください。
- ◆郵便局のATMでも払込が可能です。払込み後に「振替払込請求書兼受領証」が発行されますので、それを申請書に貼付してください。
- ◆この払込取扱票は、計量検定所専用となっています。ゆうちょ銀行・郵便局の窓口にはありません。
- ◆払込取扱票は、計量検定所で配布しています。郵送を希望される方はお電話でご相談ください。
- ◆手数料の払込みは、ゆうちょ銀行及び郵便局でのみご利用いただけます。他の金融機関では取扱いできません。
- ◆ゆうちょ銀行及び郵便局の振込手数料は、無料です。
- ◆京都府収入証紙による手数料の納付は廃止しました。
- ◆お手持ちの京都府収入証紙は、令和9年9月30日まで払戻しが可能です。
- ◆証紙の払戻をご希望の場合は京都府会計課へお問い合わせください。

知事直轄組織会計課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話番号：075-414-5415